

白老町監査告示第8号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により実施した定期監査（学校監査）の結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和5年8月25日

白老町監査委員 野本 裕



白老町監査委員 及川



令和5年度定期監査（学校監査）結果報告

令和5年8月25日

白老町監査委員 野 本 裕 二



白老町監査委員 及 川 保



1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査

2 監査実施日 令和5年8月17日

3 監査対象校 白老町立白老中学校・白老町立白翔中学校

4 監査の範囲

令和4年度に執行された財務に関する事務及びその他の事務

5 監査の基準

本監査は、白老町監査基準（令和2年白老町告示第4号）に準拠し実施した。

6 監査の方法

監査にあたっては、財務に関する事務が関係法令等に基づき、適正かつ効率的に執行されているかを主眼に、学校ごとに書類の提出を求め、関係職員に質疑を行うとともに実地による監査を実施した。

7. 監査対象項目及び着眼点

(1) 会計処理に関する事項

- ①就学援助費要（準要保護生徒就学援助費及び特別支援教育就学奨励費）
- ②給食費（教師分）

【着眼点】

現金等の出納事務の執行が適正に処理されているか。

(2) 物品に関する事項

- ① 実験用薬品の保管・管理
- ② 切手等有価証券の保管・管理
- ③ 備品消耗品の管理

【着眼点】

- ・理科実験用の薬品の管理は適正に行われているか。
- ・切手の使用及び保管が適正になされているか。
- ・備品の管理は適正に行われているか。

8 監査の結果

監査対象校の監査対象項目における財務に関する事務の執行及び事業の管理について、監査の結果、概ね適正に執行されているものと認められた。

なお、監査時に気づいた事務処理上の軽易な事項については、その都度口頭により適切な処理を求めた。